

方針2 財政の健全化を目指します
(分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(1) 分かりやすい財政情報の提供		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
分かりやすい 財政情報の提供 市の「バランスシート」、「財政の現状と見通し」等の財政情報について、市民の理解と協力を得るため、広報紙やインターネットホームページなどで市民に分かりやすく情報提供します。特に、市民の目線に立って、図表や解説など、親しみやすい内容に心がけます。		財政部(財政課)	検討 実施	実施	実施	実施	実施

年度	月	実施する内容
平成17年度	4	平成17年度流山市予算に関する説明書をホームページに掲載
	7	広報に財政事情の公表を掲載
	10	平成16年度決算統計データによりバランスシート、行政コスト計算書等各種資料作成・開示
	12	広報に財政事情の公表を掲載
	3	新年度当初予算案を広報に掲載
平成18年度	4	新年度流山市予算に関する説明書をホームページに掲載
	7	広報に財政事情の公表を掲載
	10	前年度決算統計データによりバランスシート、行政コスト計算書等各種資料作成・開示
	12	広報に財政事情の公表を掲載
	3	新年度当初予算案を広報に掲載
平成19年度	4	新年度流山市予算に関する説明書をホームページに掲載
	7	広報に財政事情の公表を掲載
	10	前年度決算統計データによりバランスシート、行政コスト計算書等各種資料作成・開示
	12	広報に財政事情の公表を掲載
	3	新年度当初予算案を広報に掲載
平成20年度	4	新年度流山市予算に関する説明書をホームページに掲載
	7	広報に財政事情の公表を掲載
	10	前年度決算統計データによりバランスシート、行政コスト計算書等各種資料作成・開示
	12	広報に財政事情の公表を掲載
	3	新年度当初予算案を広報に掲載
平成21年度	4	新年度流山市予算に関する説明書をホームページに掲載
	7	広報に財政事情の公表を掲載
	10	前年度決算統計データによりバランスシート、行政コスト計算書等各種資料作成・開示
	12	広報に財政事情の公表を掲載
	3	新年度当初予算案を広報に掲載

担当課長 鈴木啓泰
 内線491

方針 2 財政の健全化を目指します
(分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(1) 分かりやすい財政情報の提供		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
企業会計手法の導入 行財政運営に経営感覚とコスト意識を醸成するため、民間企業の会計手法について検討し、導入を進めます。 行政コスト計算書の作成・開示 人件費や給付サービスなどのコストを明らかにするため、行政コスト計算書を作成し、開示します。		財政部(財政課)	実施	実施	実施	実施	実施

年度	月	実施する内容
平成17年度	10	決算統計データによりバランスシート及び行政コスト計算書(総務省式)の作成・開示 解説書、データ分析等の作成 独自方式によるバランスシート及び行政コスト計算書の研究
平成18年度	10	決算統計データによりバランスシート及び行政コスト計算書(総務省式)の作成・開示 解説書、データ分析等の更新
平成19年度	10	決算統計データによりバランスシート及び行政コスト計算書(総務省式)の作成・開示 解説書、データ分析等の更新
平成20年度	10	決算統計データによりバランスシート及び行政コスト計算書(総務省式)の作成・開示 解説書、データ分析等の更新
平成21年度	10	決算統計データによりバランスシート及び行政コスト計算書(総務省式)の作成・開示 解説書、データ分析等の更新

担当課長 鈴木啓泰
 内線491

方針 2 財政の健全化を目指します
(分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(2) 健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
財務指標の改善		財政部(財政課)					
重点実施目標で示しているとおり、財政運営の改善・健全化に取り組み、経常収支比率、公債費負担比率などの抑制に努めます。公債費負担比率については15%未満に抑制するよう努めます。			実施	実施	実施	実施	実施

年度	月	実施する内容
平成17年度	通年	経常経費の執行にあたっては、見積書の徴収等により、競争原理が働くように工夫して経費の削減に努めるとともに、予算執行残額を極力残すように努め安易な流用等を排除する。 また、極力地方債の発行を抑制するとともに、良質な地方債の発行に努める。
平成18年度	通年	経常経費の執行にあたっては、見積書の徴収等により、競争原理が働くように工夫して経費の削減に努めるとともに、予算執行残額を極力残すように努め安易な流用等を排除する。 また、極力地方債の発行を抑制するとともに、良質な地方債の発行に努める。
平成19年度	通年	経常経費の執行にあたっては、見積書の徴収等により、競争原理が働くように工夫して経費の削減に努めるとともに、予算執行残額を極力残すように努め安易な流用等を排除する。 また、極力地方債の発行を抑制するとともに、良質な地方債の発行に努める。
平成20年度	通年	経常経費の執行にあたっては、見積書の徴収等により、競争原理が働くように工夫して経費の削減に努めるとともに、予算執行残額を極力残すように努め安易な流用等を排除する。 また、極力地方債の発行を抑制するとともに、良質な地方債の発行に努める。
平成21年度	通年	経常経費の執行にあたっては、見積書の徴収等により、競争原理が働くように工夫して経費の削減に努めるとともに、予算執行残額を極力残すように努め安易な流用等を排除する。 また、極力地方債の発行を抑制するとともに、良質な地方債の発行に努める。

担当課長 鈴木啓泰
 内線491

方針 2 財政の健全化を目指します
(分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(2) 健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
財政悪化防止策の強化 総合計画(基本計画・実施計画)に基づき厳選した事業を実施し、人件費・物件費・公債費等を抑制し、基金(積立金)を充実させます。また、監査機能の充実に努めます。		財政部(財政課)、企画部(行政改革推進課)	検討 実施	実施	実施	実施	実施
年度	月	実施する内容					
平成17年度	通年	限られた財源を有効に活用するため、総合計画に基づき、行政評価システムを活用して、市民ニーズの高い事業を厳選することにより、適正で計画的な予算執行を推進する。					
	通年	予算外執行を排除し、財政調整積立基金繰入金を極力削減し、基金の充実を図る。					
	通年	経常経費の削減を図るほか、地方債の発行を抑制しつつ良質な地方債の発行に努める。 現在の監査制度の充実に努める。					
平成18年度	通年	限られた財源を有効に活用するため、総合計画に基づき、行政評価システムを活用して、市民満足度の向上に直結するような事業を厳選することにより、適正で計画的な予算執行を推進する。					
	通年	予算外執行を排除し、財政調整積立基金繰入金を極力削減し、基金の充実を図る。					
	通年	経常経費の削減を図るほか、地方債の発行を抑制しつつ良質な地方債の発行に努める。					
平成19年度	通年	限られた財源を有効に活用するため、総合計画に基づき、行政評価システムを活用して、市民満足度の高い事業を厳選することにより、適正で計画的な予算執行を推進する。					
	通年	予算外執行を排除し、財政調整積立基金繰入金を極力削減し、基金の充実を図る。					
	通年	経常経費の削減を図るほか、地方債の発行を抑制しつつ良質な地方債の発行に努める。					
平成20年度	通年	限られた財源を有効に活用するため、総合計画に基づき、行政評価システムを活用して、市民満足度の高い事業を厳選することにより、適正で計画的な予算執行を推進する。					
	通年	予算外執行を排除し、財政調整積立基金繰入金を極力削減し、基金の充実を図る。					
	通年	経常経費の削減を図るほか、地方債の発行を抑制しつつ良質な地方債の発行に努める。					
平成21年度	通年	限られた財源を有効に活用するため、総合計画に基づき、行政評価システムを活用して、市民満足度の高い事業を厳選することにより、適正で計画的な予算執行を推進する。					
	通年	予算外執行を排除し、財政調整積立基金繰入金を極力削減し、基金の充実を図る。					
	通年	経常経費の削減を図るほか、地方債の発行を抑制しつつ良質な地方債の発行に努める。					

方針 2 財政の健全化を目指します
(分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(2) 健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>歳入の確保・歳出の抑制</p> <p>歳入については、根幹を占める市税等について徴収率の向上を図るとともに、受益者負担の適正化などにより、歳入の確保を図ります。また、歳出については、定員の適正化や事務事業の見直しなどにより、経費の徹底した削減を図ります。</p> <p>(歳入の確保)</p> <p>受益者負担の見直し</p> <p>施設利用料金等について適正化を図るため、受益者負担の観点から再検討し、必要な見直しを行います。</p>		企画部(企画政策課)、関係課共通	検討 実施	実施	実施	実施	実施
年度	月	実施する内容					
平成17年度	4月～5月	*全ての施設の再点検を行うとともに、現況を把握し、かつ、利用者アンケートの結果や近隣各市の状況を加味しながら受益者負担の観点から使用料について見直しをすすめたい。また、福祉施設については、無料化についても検討する。 なお、見直しに当たっては、全庁的な視点から、ガイドラインを検討し、作成します。					
	5月～3月	近隣市の状況調査・施設担当課とのヒアリングの実施					
	6月～7月	随時、庁内組織である公共施設検討委員会の開催					
	8月～	公共施設のアンケート調査の実施					
	9月～	アンケートの結果等を基に再検討					
平成18年度	3月	ガイドラインの検討・作成					
	4月～9月	議案上程(予定)					
平成18年度	4月～9月	周知期間					
	10月	受益者負担の見直し実施(予定)					
平成19年度							
平成20年度							
平成21年度							

方針 2 財政の健全化を目指します
(分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(2) 健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化	担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>歳入の確保・歳出の抑制</p> <p>歳入については、根幹を占める市税等について徴収率の向上を図るとともに、受益者負担の適正化などにより、歳入の確保を図ります。また、歳出については、定員の適正化や事務事業の見直しなどにより、経費の徹底した削減を図ります。</p> <p>(歳入の確保) 企業誘致の促進</p> <p>安定した歳入を確保するため、本市のもつ特色や有利性をアピールし、優良な企業の誘致に努めます。</p>	企画部(マーケティング課)、経済部(商工課)					
		実施	実施	実施	実施	実施

年度	月	実施する内容
平成17年度	4月	流山市企業誘致市民サポーター設置要綱施行 * 流山企業誘致市民サポーター：市内在住で60歳以上の企業OBの方で企業等に関する情報収集の手段を有している者。 流山市企業立地優遇措置検討委員会設置要領の制定(施行)
	5月~9月	企業立地優遇措置検討委員会(優遇措置の内容を検討)
	6月	企業誘致市民サポーター募集(広報ながれやま6月1日号)
	7月	企業誘致市民サポーターの選考(サポーター選考委員会を設置) 企業誘致市民サポーター委嘱式 企業誘致市民サポーター会議
	8月~3月 10月~3月	企業情報の収集(市民サポーター) 企業立地優遇措置制度の制定
平成18年度	4月~3月	企業立地優遇措置制度をPRし、企業を誘致 企業情報の収集(市民サポーター)
平成19年度	4月~3月	企業立地優遇措置制度をPRし、企業を誘致 企業情報の収集(市民サポーター)
平成20年度	4月~3月	企業立地優遇措置制度をPRし、企業を誘致 企業情報の収集(市民サポーター)
平成21年度	4月~3月	企業立地優遇措置制度をPRし、企業を誘致 企業情報の収集(市民サポーター)

方針 2 財政の健全化を目指します
(分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(2) 健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化	担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
歳入の確保・歳出の抑制 歳入については、根幹を占める市税等について徴収率の向上を図るとともに、受益者負担の適正化などにより、歳入の確保を図ります。また、歳出については、定員の適正化や事務事業の見直しなどにより、経費の徹底した削減を図ります。 (歳入の確保) 市税収納率の向上 税の公平性を保つため、滞納対策を強化するとともに、あらゆる角度から対策の検討を行い、収納率の向上に努めます。	財政部(税制課)					
		実施	実施	実施	実施	実施

年度	月	実施する内容
平成17年度	基本姿勢 文書催告・面接指導を充実し、自主納付体制を促進する。 文書催告等により納付に応じない納税者に対しては、迅速かつ適正な滞納処分を執行する。 具体的方向性 高額滞納者の滞納整理強化。 特別徴収義務者への滞納整理強化。 地方税法に基づく滞納処分停止等の促進。 情報収集能力の向上。 債権差押の促進。 現年度課税分の早期着手と徴収強化 通年 滞納者の財産調査及び実態調査並びに滞納処分の執行。 通年 現年度課税分の文書催告。各納期ごとに督促状発送。年2回催告書の送付。差押予告書の送付。 9 滞納繰越分の差押執行書及び催告書の送付。 12 現年度課税分に対する滞納整理着手。 3 滞納繰越分の差押執行書の送付。	
平成18年度		上記のとおり実施予定。
平成19年度		上記のとおり実施予定。
平成20年度		上記のとおり実施予定。
平成21年度		上記のとおり実施予定。

方針2 財政の健全化を目指します
(分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(2) 健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>歳入の確保・歳出の抑制</p> <p>歳入については、根幹を占める市税等について徴収率の向上を図るとともに、受益者負担の適正化などにより、歳入の確保を図ります。また、歳出については、定員の適正化や事務事業の見直しなどにより、経費の徹底した削減を図ります。</p> <p>収納機関の拡大の検証</p> <p>市民の利便性向上のため、コンビニエンスストアなどの収納機関の拡大について、その導入の可否を検証します。</p>		財政部(財政課)、関係各課	検討実施	検討実施			
年度	月	実施する内容					
平成17年度	通年	今後とも市税の徴収率のアップに努めるとともに、コンビニエンスストアにおける市税等の収納委託については、関係機関と協議しつつ、費用対効果の観点から検討し結論を出す。					
平成18年度							
平成19年度							
平成20年度							
平成21年度							

担当課長 鈴木啓泰
 内線491

方針 2 財政の健全化を目指します
(分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(2) 健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化	担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(歳出の抑制) 人件費の抑制(再掲) 国・県や近隣市の状況、給与体系や各種手当の適正化を図るとともに、アウトソーシング(市民による業務参加)の推進や事務事業の見直しにより、定員の適正化を図ります。	企画部(行政改革推進課)、総務部(人事課)					
		実施	実施	実施	実施	実施

年度	月	実施する内容
平成17年度	4~11	住居手当、特殊勤務手当、調整手当、旅費(日当)等の諸手当見直しについて職員団体と協議を行い、合意に達したものを順次、改正案を直近の議会へ上程
	8~11	人事院及び千葉県人事委員会による給与勧告に基づく給与改定に係る職員団体と協議を実施 退職時特別昇給制度の廃止及び昇給停止年齢の引下げについて職員団体と協議を実施
	12	給与改定の条例案の議会上程・審議
平成18年度	4	改定後の給与制度施行(各種手当及び給与改定分)
	8~11	人事院及び千葉県人事委員会による給与勧告に基づく給与改定に係る職員団体と協議を実施
	12	給与改定の条例案の議会上程・審議
平成19年度	4	改定後の給与制度施行
	8~11	人事院及び千葉県人事委員会による給与勧告に基づく給与改定に係る職員団体と協議を実施
	12	給与改定の条例案の議会上程・審議
平成20年度	4	改定後の給与制度施行
	8~11	人事院及び千葉県人事委員会による給与勧告に基づく給与改定に係る職員団体と協議を実施
	12	給与改定の条例案の議会上程・審議
平成21年度	4	改定後の給与制度施行
	8~11	人事院及び千葉県人事委員会による給与勧告に基づく給与改定に係る職員団体と協議を実施
	12	給与改定の条例案の議会上程・審議

方針2 財政の健全化を目指します
(分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施（試行、一部実施含む）

(2) 健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>歳入の確保・歳出の抑制</p> <p>歳入については、根幹を占める市税等について徴収率の向上を図るとともに、受益者負担の適正化などにより、歳入の確保を図ります。また、歳出については、定員の適正化や事務事業の見直しなどにより、経費の徹底した削減を図ります。</p> <p>(歳出の抑制)</p> <p>人件費の抑制(再掲)</p> <p>国・県や近隣市の状況、給与体系や各種手当の適正化を図るとともに、アウトソーシング(市民による業務参加)の推進や事務事業の見直しにより、定員の適正化を図ります。</p>		企画部(行政改革推進課)、総務部(人事課)					
			実施	実施	実施	実施	実施

年度	月	実施する内容
平成17年度		<p>* 「今後の行財政運営」は、次のような発想で取り組んでいく。 限られた職員数でも、市民サービスの維持向上を図れるよう、職員の自覚を促し、常に、事務事業の効率性と、改善策を検討していく（行政評価システムを中心とした行財政運営の確立により実践）。 費用対効果と、市民参加の観点から、アウトソーシングの導入を推進する（定員適正化計画・アウトソーシング計画により実践）。</p> <p>職員総数の削減は人件費削減の柱であり、上記 を行財政運営に定着させ、着実に実践していく。</p>
	8月	全課を対象として市民による業務参加が可能な業務に関するヒアリングを行う。
	9月	ヒアリング結果を基に行財政改革実施本部の中でアウトソーシング（市民による業務参加）計画を策定する。
	9月～12月	<p>* 指定管理者制度の導入に合わせるものとする（平成17年度9月議会において公の施設のうち、指定管理者制度を平成18年4月より導入するものについては、条例の改正を行う予定）。</p> <p>* 計画の策定にあたっては、人事課及びコミュニティ課市民活動推進室と協議を重ねていく。</p>
	2月以降	アウトソーシング（市民による業務参加）計画を公表する。
平成18年度	4月以降	「今後の行財政運営」を着実に実践していく。
平成19年度	4月以降	「今後の行財政運営」を着実に実践していく。 定員適正化計画・アウトソーシング（市民による業務参加）計画の中間見直しを行う。
平成20年度	4月以降	「今後の行財政運営」を着実に実践していく。
平成21年度	4月以降	「今後の行財政運営」を着実に実践していく。 新たな定員適正化計画・アウトソーシング（市民による業務参加）計画を策定する。

方針 2 財政の健全化を目指します
(分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(2) 健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
歳入の確保・歳出の抑制 歳入については、根幹を占める市税等について徴収率の向上を図るとともに、受益者負担の適正化などにより、歳入の確保を図ります。また、歳出については、定員の適正化や事務事業の見直しなどにより、経費の徹底した削減を図ります。 (歳出の抑制) 公用自動車のリース化・小型化の推進 公用自動車について経費の節減を図るため、リース化や小型化を更に進めます。		総務部(管財課)、全課共通					
			実施	実施	実施	実施	実施
年度	月	実施する内容					
平成17年度	4月	公用車両の一括管理(共用車:軽9台、小型車35台、普通車2台の計46台)専用車(特別職専用車3台)					
	4~3	公用車両の廃止(共用車1台)					
	5月	専用車から共用車へ移管協議(立体駐車場27台)					
	6月	専用車から共用車へ移管(4台)					
平成18年度	4月	公用車両の一括管理(共用車:軽10台、小型車37台、普通車2台の計49台)専用車(特別職専用車3台)					
	4~3	公用車両の廃止予定(15年経過車両7台を対象として検討)					
	5月	専用車から共用車へ移管協議					
平成19年度	4月	公用車両の一括管理(共用車:軽自動車9台、小型車32台、普通車1台計42台)専用車(特別職専用車3台)					
	4~3	公用車両の廃止予定(15年経過車両3台を対象として検討)					
	6月	公用車のリース購入の検討					
平成20年度	4月	公用車両の一括管理(共用車:軽自動車8台、小型車30台、普通車1台計39台)専用車(特別職専用車3台)					
	4月	軽自動車のリース購入実施(5台予定)					
	4~3	公用車両の廃止予定(15年経過車両5台を対象として検討)					
	6月	公用車のリース購入の検討					
平成21年度	4月	公用車両の一括管理(共用車:軽自動車13台、小型車25台、普通車1台計39台)専用車(特別職専用車2台)					
	4月	軽自動車のリース購入実施(5台予定)					
	4~3	公用車両の廃止予定(15年経過車両6台を対象として検討)					
	6月	公用車のリース購入の検討					

担当課長 高市 正高
 内線261

方針 2 財政の健全化を目指します
(分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施（試行、一部実施含む）

(2) 健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
歳入の確保・歳出の抑制 歳入については、根幹を占める市税等について徴収率の向上を図るとともに、受益者負担の適正化などにより、歳入の確保を図ります。また、歳出については、定員の適正化や事務事業の見直しなどにより、経費の徹底した削減を図ります。 (歳出の抑制) 物件費(注12)の抑制 賃金・委託料をはじめとした物件費について経費の節減を図るため、全庁的な見直しを行い抑制を図ります。		財政部(財政課)					
			実施	実施	実施	実施	実施
年度	月	実施する内容					
平成17年度	通年	関係部局と連携し、職員数減少に起因する臨時職員の適正配置により、賃金を節減する。					
	通年	関係部局と連携し、委託事業の内容を精査した上で、あらゆる方法で委託料を削減する。					
	10	予算編成方針において、経常的事業の事業評価を活用した枠配分方式による物件費抑制を検討する。					
平成18年度	通年	関係部局と連携し、職員数減少に起因する臨時職員の適正配置により、賃金を節減する。					
	通年	関係部局と連携し、委託事業の内容を精査した上で、あらゆる方法で委託料を削減する。					
平成19年度	通年	関係部局と連携し、職員数減少に起因する臨時職員の適正配置により、賃金を節減する。					
	通年	関係部局と連携し、委託事業の内容を精査した上で、あらゆる方法で委託料を削減する。					
平成20年度	通年	関係部局と連携し、職員数減少に起因する臨時職員の適正配置により、賃金を節減する。					
	通年	関係部局と連携し、委託事業の内容を精査した上で、あらゆる方法で委託料を削減する。					
平成21年度	通年	関係部局と連携し、職員数減少に起因する臨時職員の適正配置により、賃金を節減する。					
	通年	関係部局と連携し、委託事業の内容を精査した上で、あらゆる方法で委託料を削減する。					

方針 2 財政の健全化を目指します
(分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(2) 健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
歳入の確保・歳出の抑制 歳入については、根幹を占める市税等について徴収率の向上を図るとともに、受益者負担の適正化などにより、歳入の確保を図ります。また、歳出については、定員の適正化や事務事業の見直しなどにより、経費の徹底した削減を図ります。 (歳出の抑制) 公債費の抑制 財政の硬直化を招かないようにするため、地方債については、つくばエクスプレス沿線整備事業以外の発行は厳選します。17年度からの5年間の地方債発行総額(一般会計)は、12年度から16年度までの総額の10%削減を目指します。		財政部(財政課)	実施	実施	実施	実施	実施

年度	月	実施する内容
平成17年度	通年	地方債の発行にあたっては、地方交付税措置されるものを優先するほか、毎年度可能な限り、償還元金以内の地方債発行に努力する。
平成18年度	通年	地方債の発行にあたっては、地方交付税措置されるものを優先するほか、毎年度可能な限り、償還元金以内の地方債発行に努力する。
平成19年度	通年	地方債の発行にあたっては、地方交付税措置されるものを優先するほか、毎年度可能な限り、償還元金以内の地方債発行に努力する。
平成20年度	通年	地方債の発行にあたっては、地方交付税措置されるものを優先するほか、毎年度可能な限り、償還元金以内の地方債発行に努力する。
平成21年度	通年	地方債の発行にあたっては、地方交付税措置されるものを優先するほか、毎年度可能な限り、償還元金以内の地方債発行に努力する。

方針 2 財政の健全化を目指します
(分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(2) 健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
歳入の確保・歳出の抑制 歳入については、根幹を占める市税等について徴収率の向上を図るとともに、受益者負担の適正化などにより、歳入の確保を図ります。また、歳出については、定員の適正化や事務事業の見直しなどにより、経費の徹底した削減を図ります。 (歳出の抑制) 負担金・分担金の見直し 各種団体や協議会等の負担金・分担金について経費の節減を図るため、全庁的に再点検し、最小限に抑制します。		財政部(財政課)、関係課共通					
			実施	実施	実施	実施	実施

年度	月	実施する内容
平成17年度	通年	各種団体や協議会等の負担金・分担金については、安易な負担の増加を招かないように配慮しつつ、協議会等の設立に対しても慎重な対応を図る。
平成18年度	通年	各種団体や協議会等の負担金・分担金については、安易な負担の増加を招かないように配慮しつつ、協議会等の設立に対しても慎重な対応を図る。
平成19年度	通年	各種団体や協議会等の負担金・分担金については、安易な負担の増加を招かないように配慮しつつ、協議会等の設立に対しても慎重な対応を図る。
平成20年度	通年	各種団体や協議会等の負担金・分担金については、安易な負担の増加を招かないように配慮しつつ、協議会等の設立に対しても慎重な対応を図る。
平成21年度	通年	各種団体や協議会等の負担金・分担金については、安易な負担の増加を招かないように配慮しつつ、協議会等の設立に対しても慎重な対応を図る。

担当課長 鈴木啓泰
 内線491

方針 2 財政の健全化を目指します
(分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(2) 健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
<p>歳入の確保・歳出の抑制</p> <p>歳入については、根幹を占める市税等について徴収率の向上を図るとともに、受益者負担の適正化などにより、歳入の確保を図ります。また、歳出については、定員の適正化や事務事業の見直しなどにより、経費の徹底した削減を図ります。</p> <p>(歳出の抑制)</p> <p>補助金の見直し</p> <p>団体運営補助金や市単独助成補助金は、いったん白紙に戻し、制度内容について見直しを行います。また、新規の補助金については公募制を採用するなど、公平で透明な交付に努めます。</p>		財政部(財政課)	検討	実施	実施	実施	実施
年度	月	実施する内容					
平成17年度	6	補助金等審議会答申を受け、新しい補助金制度について検討する。					
	7	市としての新しい制度を確立し、担当課において制度、内容の見直しを行う。					
	9	新規補助金については、18年度から公募制を導入する。					
平成18年度		新しい補助金制度により補助金の適正な執行を行う。					
平成19年度		新しい補助金制度により補助金の適正な執行を行う。					
平成20年度		新しい補助金制度により補助金の適正な執行を行う。					
平成21年度		新しい補助金制度により補助金の適正な執行を行う。					

担当課長 鈴木啓泰
 内線491

方針 2 財政の健全化を目指します
(分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(2) 健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
		<p>歳入の確保・歳出の抑制</p> <p>歳入については、根幹を占める市税等について徴収率の向上を図るとともに、受益者負担の適正化などにより、歳入の確保を図ります。また、歳出については、定員の適正化や事務事業の見直しなどにより、経費の徹底した削減を図ります。</p> <p>(歳出の抑制)</p> <p>各種基金の見直し</p> <p>各種基金について経費の節減を図るため、現在の実情に応じてその必要性を全庁的に再検討し、必要な見直しを行います。</p>	財政部(財政課)	実施	実施	実施	実施

	月	実施する内容
平成17年度	通年	随時、基金の適正な運用に留意し、各種基金の効率的な運用を目指して、常に必要な見直しを継続していく。
平成18年度	通年	随時、基金の適正な運用に留意し、各種基金の効率的な運用を目指して、常に必要な見直しを継続していく。
平成19年度	通年	随時、基金の適正な運用に留意し、各種基金の効率的な運用を目指して、常に必要な見直しを継続していく。
平成20年度	通年	随時、基金の適正な運用に留意し、各種基金の効率的な運用を目指して、常に必要な見直しを継続していく。
平成21年度	通年	随時、基金の適正な運用に留意し、各種基金の効率的な運用を目指して、常に必要な見直しを継続していく。

方針 2 財政の健全化を目指します
(分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(2) 健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
特別会計の改善 特別会計について、受益者が負担する使用料等で賄うべき経費と税で賄うべき経費を区分し、受益者負担の適正化について検討するとともに、事務事業の見直しを進め事業の健全化を図り、繰出金の増加を極力抑えます。 (特別会計) 土地取得特別会計 特別会計の役割が終了する時点で廃止するよう検討します。		財政部(財政課)	実施				

年度	月	実施する内容
平成17年度	通年	現在、土地取得特別会計で計上している西平井・鱒ヶ崎及び駒木地区に係る首都圏新都市鉄道用地取得事業の元利償還は、平成17年度で終了するため、当該会計を廃止する予定である。
平成18年度		
平成19年度		
平成20年度		
平成21年度		

方針 2 財政の健全化を目指します
(分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
実施...改革項目の実施（試行、一部実施含む）

(2) 健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
特別会計の改善		都市整備部(西平井・鯉ヶ崎地区区画整理事務所)					
特別会計について、受益者が負担する使用料等で賄うべき経費と税で賄うべき経費を区分し、受益者負担の適正化について検討するとともに、事務事業の見直しを進め事業の健全化を図り、繰出金の増加を極力抑えます。			実施	実施	実施	実施	実施
(特別会計)							
西平井・鯉ヶ崎土地区画整理事業特別会計 適正な事業費算出に基づき、一般会計繰入金及び地方債のあるべき財源配分に留意します。			検討				

年度	月	実施する内容
平成17年度	7	<ul style="list-style-type: none"> ・5か年計画における事業費算出資料の再検討 ・西平井・鯉ヶ崎地区区画整理事業計画及び実施計画変更の検討 (資金計画・保留地処分計画等の検討)
平成18年度		
平成19年度		
平成20年度		
平成21年度		

方針 2 財政の健全化を目指します
(分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(2) 健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
特別会計の改善 特別会計について、受益者が負担する使用料等で賄うべき経費と税で賄うべき経費を区分し、受益者負担の適正化について検討するとともに、事務事業の見直しを進め事業の健全化を図り、繰出金の増加を極力抑えます。 (特別会計) 国民健康保険特別会計 法定分以外の一般会計からの繰入れはしません。		市民生活部(国保年金課)	実施	実施	実施	実施	実施
年度	月	実施する内容					
平成17年度	4月	公平な受益者負担の観点から、収納率向上の体制強化(収納指導員だけでなく職員による納付相談はもとより、班体制での滞納整理及び差し押さえ等の実施)					
	3月	平成16年度収納率見込み90.6%(現年度分)のため、目標91パーセント 医療費の増大に伴う生活習慣病の予防(食生活改善事業)の充実					
平成18年度	4月	公平な受益者負担の観点から、収納率向上の体制強化(収納指導員だけでなく職員による納付相談はもとより、班体制での滞納整理及び差し押さえ等の実施)					
	3月	医療費の増大に伴う生活習慣病の予防(食生活改善事業)の充実					
平成19年度	4月	公平な受益者負担の観点から、収納率向上の体制強化(収納指導員だけでなく職員による納付相談はもとより、班体制での滞納整理及び差し押さえ等の実施)					
	3月	医療費の増大に伴う生活習慣病の予防の充実					
平成20年度	4月	公平な受益者負担の観点から、収納率向上の体制強化(収納指導員だけでなく職員による納付相談はもとより、班体制での滞納整理及び差し押さえ等の実施)					
	3月	医療費の増大に伴う生活習慣病の予防の充実					
平成21年度	4月	公平な受益者負担の観点から、収納率向上の体制強化(収納指導員だけでなく職員による納付相談はもとより、班体制での滞納整理及び差し押さえ等の実施)					
	3月	医療費の増大に伴う生活習慣病の予防の充実					

方針 2 財政の健全化を目指します
(分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(2) 健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
特別会計の改善 介護保険特別会計については、年々要介護認定者が増加しており、介護保健サービス利用に伴う給付費が増加しております、今後介護予防事業の実施により、要介護状況の改善や悪化防止により、一般会計からの繰出金の増加を極力抑えます。 (特別会計) 介護保険特別会計 法定分以外の一般会計からの繰入れはしません。		保健福祉部(高齢者支援課)	実施検討	実施	実施	実施	実施
年度	月	実施する内容					
平成17年度	4月～	保険料の見直し(設定方法の、徴収方法の見直し)を実施					
	4月～	地域支援事業の検討(介護予防事業・包括的支援事業)					
	10月～	施設給付の見直し(居住費・食費の見直し)を実施					
	10月～	保険給付に関する見直し(新予防給付)					
平成18年度	4月～	地域支援事業の実施(介護予防事業・包括的支援事業)					
	4月～	地域包括支援センターの創設					
	4月～	介護予防拠点の創設					
	4月～	新予防給付事業実施					
平成19年度	4月～	地域支援事業の実施(介護予防事業・包括的支援事業)					
	4月～	介護予防拠点の創設					
平成20年度	4月～	地域支援事業の実施(介護予防事業・包括的支援事業)					
	4月～	介護予防拠点の創設					
平成21年度	4月～	地域支援事業の実施(介護予防事業・包括的支援事業)					
	4月～	介護予防拠点の創設					

方針2 財政の健全化を目指します
(分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施（試行、一部実施含む）

(2) 健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
特別会計の改善 老人保健医療受給者にかかる医療費が年々増高していることや、平成18年10月からの公費負担割合の平準化による負担割合の増により、繰出金が増加傾向にあることから、老人医療費適正化対策事業をさらに推進し、医療費の抑制を図り繰出金の増加を極力抑えます。 (特別会計) 老人保健医療特別会計 法定分以外の一般会計からの繰入れはしません。		保健福祉部(高齢者支援課)	実施検討	実施	実施	実施	実施
年度	月	実施する内容					
平成17年度	4月～3月	国保分及び社保分のレセプトの縦覧による内容点検を実施。					
	4月～3月	保健師等による重複受診者・頻回受診者に対する訪問指導を実施。					
	4月～3月	資格点検を行い、負担割合等による医療費の適正化を図る。					
	9月	老人医療費の現状のリーフレット及び健康づくりのリーフレットを作成・配布し、健康の維持増進を呼びかける。					
	10月	老人医療費の現状を広報に掲載し、健康の維持増進を呼びかける。					
	8月～	老人医療費適正化対策事業の一環として、健康づくりのための事業（国庫補助事業）を検討。					
平成18年度	4月～3月	国保分及び社保分のレセプトの縦覧による内容点検を実施。					
	4月～3月	保健師等による重複受診者・頻回受診者に対する訪問指導を実施。					
	4月～3月	資格点検を行い、負担割合等による医療費の適正化を図る。					
平成19年度	4月～3月	国保分及び社保分のレセプトの縦覧による内容点検を実施。					
	4月～3月	保健師等による重複受診者・頻回受診者に対する訪問指導を実施。					
	4月～3月	資格点検を行い、負担割合等による医療費の適正化を図る。					
平成20年度	4月～3月	国保分及び社保分のレセプトの縦覧による内容点検を実施。					
	4月～3月	保健師等による重複受診者・頻回受診者に対する訪問指導を実施。					
	4月～3月	資格点検を行い、負担割合等による医療費の適正化を図る。					
平成21年度	4月～3月	国保分及び社保分のレセプトの縦覧による内容点検を実施。					
	4月～3月	保健師等による重複受診者・頻回受診者に対する訪問指導を実施。					
	4月～3月	資格点検を行い、負担割合等による医療費の適正化を図る。					

方針 2 財政の健全化を目指します
(分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み(改革実施項目)】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(2) 健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
特別会計の改善 特別会計について、受益者が負担する使用料等で賄うべき経費と税で賄うべき経費を区分し、受益者負担の適正化について検討するとともに、事務事業の見直しを進め事業の健全化を図り、繰出金の増加を極力抑えます。 (特別会計) 公共下水道特別会計 下水道事業運営審議会の場で、定期的に下水道事業経営について財政状況等に基づく検証を行い、健全かつ円滑な事業執行を図ります。		土木部(下水道業務課)	実施	実施	実施	実施	実施

年度	月	実施する内容
平成17年度	3 7 9 10 10 12	平成17年第1回定例会において、下水道使用料改定に係る議案第28号が可決され、平成17年10月1日から下水道使用料を平均9.3%引き上げることが決定された。 「広報ながれやま」に平成17年10月1日から下水道使用料改定することを掲載。市民への周知を図る。 「広報ながれやま」に平成17年10月1日から下水道使用料改定することを掲載。再度市民への周知を図る。 下水道使用料改定・実施(平均9.3%の引き上げ) 改定に合わせ、下水道使用者に使用料改定に係るチラシを配布し、周知を図る。
平成18年度		平成18年度末の下水道普及率(目標値) 59.4%
平成19年度	7	下水道財政計画の検証(算定期間を4年として使用料の改定を行ったことから、中間年となる平成19年度当初に、下水道事業運営審議会の場で実績に基づく財政計画の検証を行う。) 平成19年度末の下水道普及率(目標値) 61%
平成20年度	10 3	下水道財政計画(事業の進捗、財源等)の検証ならびに下水道使用料の見直し(下水道事業運営審議会の場で平成17年度~平成20年度までの財政計画を検証するとともに、今後4年間の下水道財政計画について下水道使用料の改定の有無を含めた審議を行う。) 平成20年度末の下水道普及率(目標値) 62% 下水道使用料の改定が生じる場合は、必要に応じ条例改正を実施
平成21年度		

方針 2 財政の健全化を目指します
(分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(2) 健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
水道事業会計・外郭団体等の健全化 地方公営企業・外郭団体等について、独立採算の原則に立ち返り、事務事業の見直しやアウトソーシング(市民による業務参加)を進め、事業・運営の効率化を進めます。 (地方公営企業) 水道事業会計 水道事業経営の効率化を更に推進するため、現行の浄水場運転委託から、浄水場の維持管理までを委託する第三者委託に切り替え、その後も、浄水場部門以外の給水課や業務課の業務の一部を含めた事業の包括委託を推進します。		水道局(庶務課)	検討 実施	実施	実施	実施	実施

年度	月	実施する内容	
		(第三者委託) 水道法第24条の3第1項の規定に基づく業務の委託で、水道の管理に関する技術上の業務を、他の水道事業者、又は、当該業務を適正かつ確実に実施できる者として政令で定める要件に該当するもの、に委託するもの。 (包括的民間委託) 浄水場の維持管理部門(運転、機械設備等の点検、薬剤の購入等)の業務を、一括して1社に委託するもの。	
		《 水道料金徴収業務委託 》	《 第三者委託 》
平成17年度	5月 6月 7月 9月 10月 12月	水道料金徴収業務民間委託の進め方を決定・市長決裁 水道事業運営審議会に諮る 補正予算の提出 委託業者の決定	委託業者選定要領の作成 水道事業運営審議会に諮る 補正予算の提出 受託業者の選定 新規浄水場試運転開始
平成18年度	4月 4月～6月	水道料金徴収業務の民間委託実施 削減額 20,000千円	浄水場の包括的民間委託実施 削減額 20,000千円
平成19年度		実施	実施
平成20年度		実施	浄水場の第三者委託実施
平成21年度		実施	実施

方針 2 財政の健全化を目指します
(分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施(試行、一部実施含む)

(2) 健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
水道事業会計・外郭団体等の健全化 地方公営企業・外郭団体等について、独立採算の原則に立ち返り、事務事業の見直しやアウトソーシング(市民による業務参加)を進め、事業・運営の効率化を進めます。 (外郭団体) 土地開発公社 関係法令に沿い適切に事業を推進するとともに、各種経費の削減に努めます。		総務部(管財課)	検討 実施	実施	実施	実施	実施

年度	月	実施する内容
平成17年度	9月	首都圏新都市鉄道用地(西平井・緒ヶ崎及び駒木地区)として先行取得した土地32筆の買戻しと土地活用を検討する。 市道及び都市計画道路用地の19筆の買戻しを実施する。
平成18年度	9月	首都圏新都市鉄道用地(西平井・緒ヶ崎及び駒木地区)として先行取得した土地32筆の買戻しを実施する。 市道及び都市計画道路用地の6筆の買戻しを実施する。
平成19年度	9月	市道及び都市計画道路用地の4筆の買戻しを実施する。
平成20年度	9月	市道及び都市計画道路用地の3筆の買戻しを実施する。
平成21年度	9月	市道及び都市計画道路用地の3筆の買戻しを実施する。

担当課長 高市 正高
 内線261

方針 2 財政の健全化を目指します
(分かりやすい財政情報の提供、健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化)

【具体的な取組み（改革実施項目）】

検討...改革項目の検討、協議、準備
 実施...改革項目の実施（試行、一部実施含む）

(2) 健全で計画的な財政運営及び財政悪化防止策の強化		担当部(課)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
水道事業会計・外郭団体等の健全化 地方公営企業・外郭団体等について、独立採算の原則に立ち返り、事務事業の見直しやアウトソーシング(市民による業務参加)を進め、事業・運営の効率化を進めます。 (外郭団体) 流山・相馬ふるさと振興公社 相馬ユートピアについて、利用度、満足度、採算性など総合的な見地から経営診断を行い施設のあり方について検討し、見直します。		市民生活部(コミュニティ課)	検討実施				
年度	月	実施する内容					
平成17年度	4月～5月	経営診断内容の検討、協議					
	6月～7月	委託先の選定 委託先との協議、調整					
	8月～11月	経営診断実施					
	12月	経営診断結果報告・分析					
	1月	方針の内部協議					
平成18年度							
平成19年度							
平成20年度							
平成21年度							